

あなたの仕事には、 **自分の賃金が労務報酬下限額以上か確認してください。**
※詳細は裏面に。

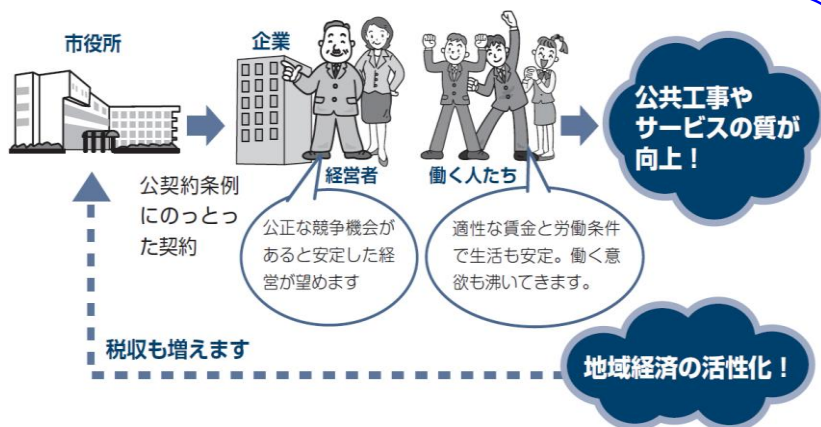
「多摩市公契約条例」

が適用されています。

●公契約条例とは？

市が発注する公共工事、委託などに従事する「労働者の賃金や労働条件等の確保」を契約事項に加えた契約のことで、労働者の生活の安定を図り、「公共工事及び公共サービスの質を向上し、地域経済や地域社会を活性化する」ことを目指しています。

また、経営者にとっても、公正な競争機会の確保が図れるメリットがあります。



【どんな契約が対象？】

- 工事請負契約（予定価格5,000万円以上）
- 業務委託契約（予定価格1,000万円以上で一定の業種・種目のもの）
- 公の施設の指定管理（市内37か所の施設）
- そのほかに市長が特に必要と認めるもの

【適正な賃金や労働条件ってどんな内容？】

受注者はもちろん、下請業者に雇用されている労働者、派遣労働者、いわゆる一人親方まで適用となります。



労務報酬下限額（賃金の下限額）が決まっています

●工事の場合…

熟練労働者は、東京都の職種ごとに国が定める単価の90%以上、熟練でない労働者も、時給1,380円以上の賃金を確保することになっています。そして、熟練労働は職種ごとに80%以上を確保しなくてはなりません。

※裏面に「労務報酬下限額一覧表」掲載

たとえば特殊作業員の場合



熟練労働者
時給
3,185円以上
(令和7年度)

●業務委託契約、指定管理者の場合…

職種ごとに設定した時給単価以上の賃金を支払わなければいけません。

※60歳以上の方は対象外

熟練者でない人
時給
1,380円以上
(令和7年度)

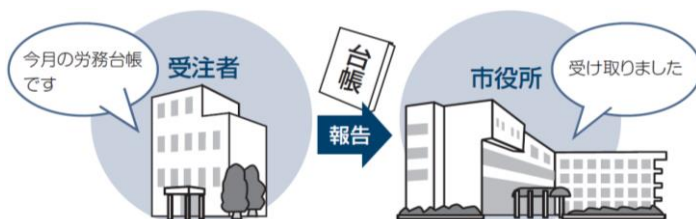


【公契約対象案件の受注者の義務は？】

労働者に支払った賃金が市が定める労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分を労働者に支払わなければいけません。

また、継続性のある業務委託や指定管理では、入札等で受注者が変更になった場合でも、継続雇用希望者については特段の事情がない限り雇用に努めなければいけません。

ほかにも、労務台帳の整備等や、立ち入り検査や報告など、関係者への調査に協力しなくてはなりません。



条例に違反した場合は？

この条例に違反しているとわかったときは、市は是正するために必要な措置を講ずることを命じます。

受注者や受注関係者が市の命令に従わなかったり、報告をしなかったり、虚偽の報告をしたとき等は、当該契約を解除し、公表します。併せて、市は受注者に対して損害賠償または違約金の支払いを命じます。

また、労務報酬下限額等の諮問、条例施行状況検証等のため労使代表が参加した公契約審議会を設置し、審議します。

問合せ 多摩市役所総務部総務契約課

☎ 042-338-6808 / FAX 042-339-1490